

熱海市制限付一般競争入札事務取扱要領

平成19年3月27日公表

平成20年4月1日改正

(趣旨)

第1 この要領は、熱海市制限付一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、熱海市制限付一般競争入札に関する事務を円滑に進めるために必要な事項を定める。

(対象工事の審査)

第2 建設工事で工事価格500万円以上のものについては、熱海市建設工事等入札業者指名選考委員会に（以下「指名委員会」という。）にかけて内容及び規程第5条第1項第7号の必要な要件について審議し決定する。

2 工事主管課は、入札参加資格設定調書等必要な書類を指名委員会に提出する。

(入札の公告)

第3 熱海市の指定する掲示場に公告するとともに新聞及びインターネットホームページにおいて広く一般に公示する。

2 公告期間は、10日以内とし、急を要する場合には、その期間を必要に応じ5日まで短縮することができる。

(入札参加申請の受付)

第4 第3の公告内容に従い、入札参加資格申請等関係書類の受付をインターネット電子申請及びファックス等で行う。

2 入札参加資格申請等を受領したときは、受領したことを通知するとともに申請者に設計図書閲覧申請書（貸出票）を提出させ、設計図書等の閲覧を開始する。ただし、契約担当課において熱海市ホームページに設計図書を閲覧できるよう電子データ化して添付した場合は、この限りでない。

3 設計図書の閲覧は契約担当課において行う。

4 入札参加申請者は申請をした日の翌日（翌日が市役所閉庁日の場合には、直近の市役所開庁日）の午後3時までに到着しない場合には、電話で確認し確認通知書の請求をしなければならない。

5 送信機器の不具合により送受信できない場合は、電話連絡及び郵送で行うものとする。

(入札資格審査)

第5 要綱第5条に基づき、制限付一般競争入札参加資格の可否を市長の指示により資格審査

委員会が審議し決定し要綱に規定された様式により通知する。ただし、資格審査委員会は、参加資格の可否の判断が容易なものについては、総務課長（契約担当課長）に行わせることができる。

2 資格審査委員会は指名委員会がこれを兼ねる。

（入札参加資格の取消）

第6 要綱第8条の要件に該当したときは、規程に規定された様式により速やかに通知する。

（見積期間）

第7 見積期間については、熱海市建設工事執行規則（以下「規則」という。）第7条に基づく期間とする。

（入札の中止等）

第8 制限付一般競争入札においては、基本的に7者以上の参加資格申請がないものについては入札の公正な執行をすることができないと認め、再公募するか入札を取りやめる。

2 資格審査委員会において審議し、公募する入札参加資格業者数7者を変更することができる。

（内訳書の提出）

第9 本市においては、工事入札の予定価格を事前に公表することから工事の正しい積算を行った証として当該工事入札の積算根拠である工事内訳書を入札日に市長に対し提出する。

（落札通知）

第10 規則第18条に基づき、入札日に落札者に対し通知する。

（契約）

第11 規則第18条に基づき、落札者は通知を受けた日から土曜日、日曜日及び休日を除いた5日の間に契約を締結する。

（その他）

第12 そのほかこの要領に規定のない事項は規則の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。